学校いじめ防止基本方針

野田市立山崎小学校

1. 基本理念

(1) いじめの定義

「いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童の児童生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。」と定義する。

- (2) いじめの防止の基本的な方針
 - ①「いじめは許されない」との強い認識を持つ。
 - ②いじめの問題への対応は、学校のすべての教職員が一丸となって組織的に対応する。
 - ③保護者及び関係機関、地域の力も積極的に取りこみ連携を図り、いじめの問題の克服に取り組む。
- (3) 児童への指導
 - ①思いやりの気持ちを育む。
 - ②いじめは許されない。
 - ③いじめを認識したら放置しない。
 - ④いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめに関する理解を深める。
- (4) 教職員の心得
 - ①教職員は、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に取り組む。
 - ②教職員は、児童の思いやりの気持ちを育み、安全安心な学校づくりに取り組む。
 - ③教職員は、いじめを認知した時には、組織的にいじめ解消に向けて取り組む。
 - <u>④教職員は、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応に当たり、正確に丁</u> 寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

2. いじめ防止対策の組織

いじめの未然防止、早期発見・解決を組織的に行うために「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

(1)委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、人権担当教諭、養護教諭 ※その他、事案により柔軟に編成する

- (2)組織の役割
 - ①いじめの防止対策の基本方針に基づく取り組みの実施や修正を行う。
 - ②いじめに関わる情報の収集と記録、共有を行う。
 - ③いじめ事案の組織的対応の核として活動する。
 - ④毎月の拡大生徒指導会議を主催する。
- (3) 会議の開催
 - ①毎月の拡大生徒指導会議の中で定例会を開催する。
 - ②いじめに関わる情報があった時には臨時会議を開催する。
- 3. いじめの未然防止について
- (1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。
- (2) いじめに向かわない児童を育てる。
- (3) いじめに向かわせない、主に学校が取り組むべき課題を認識する。

「規律・学力・自己有用感」

- (4) <u>教職員の不適切な発言(差別的発言や児童を傷つける発言等)や体罰がいじめを助</u> 長することを認識する。
- (5) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する。
- (6) 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高める等により、いじめを誘発することを認識する。
- (7) 道徳教育、命を大切にするキャンペーン、SOS の出し方教育、豊かな人間関係づくり実践プログラム等の計画的、組織的な指導計画を作成する。
- (8) インターネットを通じて行われるいじめ等の指導をする。
 - ○メディアリテラシーに関する教職員の研修、保護者を対象にした講演会等の実施。
- (9) いじめに関する職員研修会を通して、職員の指導力を向上させる。
- (10) 児童の自発的な活動を支援する。
 - ○児童会による「いじめゼロ宣言」等
 - ○掲示、放送での紹介
- 4. いじめの早期発見について
- (1) 全校児童を対象とした「いじめ実態調査」を年2回実施する。
 - ①第1回「いじめ実態調査」の実施。(6月)

「いじめ実態調査」の追跡調査(9月)

継続支援状況の確認 (通年)

②第2回「いじめ実態調査」の実施。(11月)

「いじめ実態調査」の追跡調査(1月)

継続支援状況の確認 (通年)

(2) 教育相談期間を実施する。

全校児童を対象とした「いじめ実態調査」前に、年2回実施する。

第1回 6~7月

第2回 11~12月

- (3) 教育相談ポストの周知・活用を図り、いつでも児童の訴えを受け入れる。
- (4)養護教諭は保健室を利用する児童の様子に目を配り、いつもと何か違うと感じた時は悩みを聞く。担任は、日々の出席確認において、児童の欠席、遅刻の増加などに留意し、児童理解に努める。 <u>休み時間等授業時間外の児童の人間関係を観察する等、</u> 日常的にいじめの早期発見に取り組む。
- (5) 家庭、地域との連携し、情報の共有化を図る。
- 5. いじめの相談・通報の体制について
- (1) 学校は、いじめを受けた児童及び助けようとした児童を徹底して守り抜く。
- (2) 学校の相談窓口担当者(担任、教頭、養護教諭)を周知する。
- (3) 相談室・個別対応教室を整備する。
- (4) 野田市の「ひばり教育相談」(TELO4-7125-8088) を周知する。
- (5) いじめの傍観者にならないために、いじめについて相談することや通報することの 重要性について、児童に具体的に説明する。
- 6. いじめを認知した場合の対応について
- (1) いじめ防止対策推進委員会の緊急会議を開催する。
- (2) いじめに関わる情報を収集する。

- (3) 関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- (4) 正確な実態把握に基づき、事案に応じて、いじめ防止対策推進委員会で組織的に解 決に向けた方針を決定する。
- (5) 必要に応じて、教育委員会、関係機関への支援を要請する。
- (6) <u>いじめ被害者の心情に寄り添った対応をする。徹底して守り抜くことを本人、保護</u>者に伝える。今後の対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示す。
- (7) <u>いじめ加害者が、被害者や通報者に圧力(物理的、精神的)をかけることを防止する。</u>
- (8) いじめの調査結果について被害児童、保護者へ情報を提供する。
- (9) 加害児童、保護者へいじめの事実を通知する。

7. いじめの指導について

- (1) いじめ防止対策推進委員会で決定した指導・支援体制に基づき、状況により修正を加えながら組織的に指導・支援を行う。
- (2) いじめを受けた児童への支援
 - ・安全確保(「必ず守る」という姿勢で臨む。)
 - ・心のケア (教育委員会、関係機関と連携)
 - 学級復帰
- (3) いじめた児童への指導・支援
 - ・いじめをした責任の自覚と反省
 - ・いじめをした相手への謝罪と二度としない約束
 - 再発防止指導
 - 心のケア

教育委員会、ひばり教育相談、スクールカウンセラー、事案によっては、 スーパーバイザーを要請。

- (4) 周囲の児童への指導・支援
 - ・「観衆」としてはやし立てたり面白がったりすることの自覚と反省
 - ・周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」への指導
- (5) 継続指導
 - ・いじめが解消したと思われた後も再発防止のための継続した指導・支援を行う。
- (6) 保護者連携
 - ・いじめを受けた児童といじめた児童の保護者へ事実関係の報告をする。
 - ・学校との連携方法を協議する。
- 8. 重大事態への対処について
- (1) 重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生 じた疑いがあると認める」事態と定義する。

- (2) 重大事態発生時には、教育委員会に報告する。
 - 発見者→学校いじめ対策組織構成員→教頭→校長→教育委員会
- (3) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (4) 組織を中心として、事実確認をするための調査を実施する。
- (5) 調査結果をいじめを受けた児童といじめた児童の保護者に情報を提供する。
- (6) 調査結果を教育委員会に報告する。

- 9. 公表、点検、評価について
- (1) 基本方針は公表する。
- (2) いじめ防止対策推進委員会を中心にして、基本方針の点検・評価、見直しを行う。
- (3) 年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいた対応を取る。

10. 年間指導計画(予定)

月	内容
4	いじめ防止基本方針の決定
6	第1回いじめ実態調査
	教育相談
	いじめ防止対策研修会(職員)
9	「いじめ実態調査」の追跡調査
1 1	第2回いじめ実態調査
	教育相談
1 2	いじめ撲滅の講話(人権週間と関連づけて)
1	「いじめ実態調査」の追跡調査
3	いじめ基本方針の見直し

11. その他

活動について、PDCAサイクルを取り入れ、反省、改善を行う。